

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部 を改正する政令案に対する意見の募集結果について

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページ、記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる環境省ホームページの閲覧及び郵送

(3) 意見提出期間

平成 19 年 7 月 13 日（金）～平成 19 年 8 月 11 日（土）

(4) 意見提出方法

電子メール、F A X 及び郵送

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

・電子メールの場合：wildlife@env.go.jp

・F A X の場合：03-3581-7090

・郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

・電子メールによるもの	：	9 件
・郵送によるもの	：	1 件
・F A X によるもの	：	1 件
・合計	：	11 件

(2) 整理した意見数

・スローロリス属の取引規制と登録条件について	：	11 件
・クチビロカイマンとクロカイマンの皮・皮革製品の取引規制除外について	：	1 件
・その他	：	1 件
・合計	：	13 件

(3) 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見概要及び対応方針について

番号	意見概要	件数	対応方針
スローロリス属の取引規制と登録条件について			
1	すでに国内で生存する希少動物を、出所が不明という事すべてを登録できないようにしていくのは、種の保存法に逆行するように思えます。国内繁殖されているような記録や経緯がはっきりでき、しかるべき機関での検疫検査等をクリアする、あるいは飼い主との面接などの条件を付けるなどして、登録可能とするための救済措置が必要だと思えます。	7	規制適用日前に国内において取得（規制適用日前に国内で繁殖したことにより取得したものを含む。）したのであれば登録の要件に該当します。
2	現在日本にいるすべてのスローロリスを登録し、登録個体もしくは登録個体から誕生した個体に限り取引を可能にするのが最善の方法だと私は考えています。個体の登録方法としては原則「現在日本にいる個体」であれば可。親の登録や国内繁殖、輸入許可書などの条件をつけてしまうと登録をしない人がほとんどになることが予想されます。登録しない人が増えれば、たとえ密輸などで新たな個体を国内に持ち込まれても、国内繁殖個体との区別はできません。このため、一定期間を設け、その間に全ての個体を登録し、一旦線引きをしをしたうえで、その後登録されていない個体が流通した場合は無条件で密輸個体とみなして厳罰、というのが最善の方法であり、密輸の減少にも繋がるのではないのでしょうか？	1	規制適用日前に国内において取得したのであれば登録の要件に該当します。国際希少野生動植物種については当面譲渡し等の予定がなくても、国内での飼育状況等の把握の観点からなるべく登録を受けていただくことが好ましいと考えられます。このため、当面譲渡し等の予定がなくても環境大臣の登録を受けるよう環境省としても呼びかけているところであり、今後も広く呼びかけを行っていく予定です。また、規制適用後、登録を受けずかつ環境大臣の許可を得ることなしにスローロリスを流通した場合は、種の保存法違反となります。
3	法改正によって、国内繁殖による個体の登録も出来ないこととなると、法本来の趣旨を逸脱しており、また、原産国以外での繁殖を否定してしまうともとれる改正案は、国際的にも種の保存に反していると言わざるを得ません。同種の絶滅を抑止するためには、一定のルールに基づき日本国内での繁殖を正当化すべきだと考えます。	2	規制適用日前に国内において取得（規制適用日前に国内で繁殖したことにより取得したものを含む。）したのであれば登録の要件に該当します。また、規制適用日後に登録を受けた個体から日本国内で生まれた個体についても、登録の要件に該当します。
4	今の法を改正して、スローロリスの取引規制を行ったところで密輸はまったく減らないので、このまま法を変えずにいてほしいです。飼育下のロリスは生態系の役割を果たしていないし、登録可能にしてもまったく密輸は減らないとおもうので。	1	我が国では、ワシントン条約に定められた取引の規制が直接適用される水際規制は、外国為替外国貿易法及び関税法で行っており、種の保存法は水際規制の確実な実施を担保するため、国内での取引を規制するものです。したがって、附属書IIから附属Iへ移行することとなったスローロリスの水際規制についても、改正附属書の効力が発生する9月13日以降、商業取引が禁止されることとなります。絶滅のおそれのある種の保存のため、水際規制の強化とあいまって種の保存法でも規制対象種とし密輸の減少に資することとします。

番号	意見概要	件数	対応方針
クチビロカイマンとクロカイマンの皮・皮革製品の取引規制除外について			
5	<p>クチビロカイマン（アルゼンチン個体群）とクロカイマン（ブラジル個体群）の皮及び皮革製品を種の保存法施行令譲渡し等の規制対象から除外することを支持します。理由は以下のとおり。</p> <p>クチビロカイマンのアルゼンチン個体群は、1997年にワシントン条約第10回締約国会議で、ランチング施設からの標本に限り附属書 から に移行されたが、2000年に行った調査によると、アルゼンチンのランチング事業は商業段階へ入り、初期段階で14000匹の子ワニが野生へ放され、野生個体群はほぼ回復に近いと考えられている。また、アルゼンチンから輸出される皮は、ワニ皮の識別のための国際統一標識システムに従い標識付けされている。そして、私の知る限り、アルゼンチンの合法取引が隣国の付属書 掲載種に問題を起こしたという事例はない。</p> <p>クロカイマンのブラジル個体群は、世界でもっとも豊富に生息しているワニの一つであり、CoP14で提案された捕獲量は最初は少なく、試験的で一つの地域に限定されている。この種がワシントン条約四条に従い持続的に利用されない生物学上の理由はない。また、日本とブラジル間のクロカイマンの取引は、個体数が回復した付属書 掲載種の持続可能な利用プログラム維持に必要なインセンティブを与える手助けをするだろう。</p>	1	(支持表明であり対応不要)
その他			
6	<p>密輸などの多さは国にも責任がある。これらを減らす為にもこれからサイテス ・ サイテス の動植物は、ショップ販売時から輸入許可書など経緯がわかるもの添付で動植物販売など義務づける様にしてほしい。私はロリスを飼っていますが、密輸が必ずなくなるように取り締まりの強化などを強く願います。</p>	1	<p>種の保存法では附属書 I に掲載された種の個体等を規制対象としており、附属書 ・ の掲載種の個体等については規制対象としておりません。動植物の購入時に、購入者が販売店に対し、適正に輸入等されたものか確認すべきとのご意見については環境省としてもこれまでリーフレット等で呼びかけを行っており、今後も注意喚起等行って行きたいと思えます。</p>